

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年11月20日（金）11:20～11:44

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

松田 知良 熊本県人吉市副市長

井上 敬明 熊本県人吉市経済部商工振興課企業誘致推進室長補佐

椎葉 博紀 熊本県人吉市総務部企画財政課成長戦略室主任

寺岡 行雄 鹿児島大学農学部生物環境学科教授

上妻 博明 一般社団法人九州G空間情報実践協議会理事兼事務局長

梶田 孝一郎 一般社団法人九州G空間情報実践協議会

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

田中 誠也 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉

3 閉会

○藤原次長 続きまして、人吉市の皆さん方においでいただいております。九州大学、鹿児島大学ほかの方々とも共同で御提案でございますけれども、時間が限られておりまして大変申しわけございません。20分間ということで、10分程度で御説明いただきまして、その後、ヒアリングということにさせていただきます。

本日、八田座長はお休みでございまして、原委員に議事進行をお願いしております。

よろしく願いいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

御説明をお願いいたします。

○松田副市長 皆様、こんにちは。

人吉市副市長の松田でございます。

2月の近未来実証特区への提案、6月の国家戦略特区等の提案を経て、このたび10月に提案させていただいている内容等に関しまして、有識者等の皆様によるヒアリングということで、感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、当市等が提案させていただいております内容「地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉」につきまして、お手元に配付させていただいております資料に基づき、説明させていただきます。

本提案は、人吉市を代表団体に、九州大学、鹿児島大学、崇城大学、一般社団法人九州G空間情報実践協議会の連名によるものでございます。

本日は、鹿児島大学から寺岡教授、一般社団法人九州G空間情報実践協議会から上妻様と梶田様にも同席いただいております。

早速、提案内容に入ります。

2ページ、提案につきましては、大きく2つの柱から構成されております。

まず1つ目の柱、65歳以上の高齢者に対する健康寿命延伸のための遠隔予防医療と見守りプロジェクトのうち、その一つが遠隔予防医療をテーマとした事業でございます。

具体的な事業でございますが、非接触型センサー群などを用いたネットワークを構築しまして、200人程度の被験者の行動・健診データ等を収集いたします。

そして、収集・解析した医学データを活用し、予防プログラムの開発を行うものでございます。

その事業実施に当たって、規制の特例措置等の内容でございますが、①医師法第20条、いわゆる対面診療の原則と、厚生省健康政策局長通知、いわゆる遠隔診療に基づく規制を特区内において緩和しまして、情報通信機器を用いた遠隔医療について、初診等であっても可能とするものでございます。

②遠隔予防医療として、フレイルでの保健指導を保険適用とする検討でございます。その際の関係法令といたしましては、現在の日本の医療制度では、予防医療は、予防接種など一部例外はありますが、基本的には保険適用とはなっておりません。そのため、情報通信機器、具体的にはBANポータブルヘルスクリニックを用いた健康度変容及び過程でのBANセンサーネットワークを用いた行動変容のキャッチを行うなど、一連の予防医療行為を行うことが要介護状態に陥るのを防ぎ、医療費の抑制に有効であるかを特区内で見極めまして、保険点数化について検討を行うものでございます。

3ページ、遠隔予防医療と見守りプロジェクトのうち、2つ目がUAV等を活用した見守りでございます。

具体的な事業でございますが、センサー群ネットワークなどを活用した測位情報や各種地理空間情報を組み合わせ、UAVを利用し、認知症発症による徘徊者の探索、早期位置把握を行うものでございます。2018年度には準天頂衛星が4基体制になりますし、UAVを活用した新たなサービスは地方にとって価値あるものになってくるものと考えております。

その事業実施に当たって、規制の特例措置等の内容でございますが、③特区内でUAVの無人飛行やセンサーネットワークを実現するに当たって、操縦やデータ伝送のために電波を利用することになりますが、その電波の利用に係る新たなルールを、電波法、電波法施行規則、設備規則、技術基準等において設定するものでございます。

④趣味の範囲を超えて将来の実用性を想定した上で、システムの安全性・信頼性を高めるために、通常利用されている周波数(2.4GHz)以外の電波利用を認めるものでございます。

⑤現状、国際標準化されている無線規格であっても、国内の他の既存無線局等との共用・共存の条件や利用のための技術基準が複雑になっている等の問題から、利用システム普及の障害になっている場合があるため、わかりやすい技術基準ガイドライン等を整備するものでございます。

⑥無線機器を扱う場合の「技術基準適合証明」に関し、実験に際しても、取得に基本料が機器の台数に応じてかけられ、手数料として支払う必要があるため、特区内で行う事業に関しては手数料を免除するものでございます。

4 ページ、2 つ目の大きな柱でございます。

儲かる林業のための森林資源を活用した成長産業創出に向けた新たなビジネスモデルの構築プロジェクトのうち、その一つが森林経営の高度化でございます。

具体的な事業でございますが、林業施業時の低コスト化や効率化に特化しまして、下刈りや枝打ちなどに先立ち実施します生育管理といった事前調査にUAVを活用します。次に、施業時に自動施業及び自動走行機能を備えた森林施業ロボットを活用します。そして、全体を通してICTやセンサーネットを活用するものでございます。

また、木材需要情報と生産情報を広域でマッチングし、生育・生産・加工を一元管理すること、つまり、林業のサプライチェーンマネジメントを行うことにより、儲かる林業の確立を図るものでございます。

その事業実施に当たって、規制の特例等の内容でございますが、電波関係につきましては、前のページで説明した内容のとおりでございます。

⑦森林法に基づく森林経営計画に沿った森林施業立案に際し、自己所有地以外については、事前に所有者確認を行う必要がありますが、特区内において登記簿等閲覧の際の申請手続を、例えば、事前登録制といった代替措置を講じる等で簡略化するものでございます。

⑧今後の開発に向けて、森林施業ロボットなど自動施業ロボットの登録制や免許制を含めた新たなルールを整備し、特区内で先行して、安全・安心な民生利用制度を創設するものでございます。

⑨森林施業ロボットは総合的な開発を進める必要があると考えますので、特区内での技術実証への新たなサポート体制を含めた総合的な制度を創設するものでございます。

5 ページ、儲かる林業プロジェクトのうち2つ目が、これまでの事業を組み合わせ、自然環境の保全、特に有害鳥獣対策でございます。

具体的な事業でございますが、有害鳥獣被害防止の面からも、森林情報を正確に把握し、

センサー群ネットワークなどを活用した測位情報や各種地理空間情報を組み合わせ、UAVを利用し、有害鳥獣対策に向けた生体把握を行うものでございます。

その事業実施に当たっては、規制の特例措置等の内容でございますが、既に説明しましたとおり、電波関係の規制が関連してまいります。

以上、2つのプロジェクト、4つの事業から成る国家戦略特区内での各規制の特例を活用した特定事業等を実施しますことで、重症化による医療費増大の抑制、2020年の東京オリパラ大会等でのショーウインドー効果、中山間地において新たな雇用創出など、社会的、経済的効果が見込まれ、ひいては国家戦略への貢献、定住・交流人口の増加、地域の活性化に資するものと考えております。

6ページ、御説明してまいりましたプロジェクトを包括的に実施できる制度は国家戦略特区制度以外にないものと考えております。もちろん、今後、関係者の方と今以上に議論を深めていくということで、今回御提案している内容以外についても見えてくる部分があると考えます。ぜひ今回提案しているプロジェクトを実施していけたらと考えているところでございます。

以上、私からの説明は終わります。

○原委員　ありがとうございます。

御説明はよろしゅうございますか。

この御提案の内容については、これをいただいた後に遠隔診療の部分などについては相当程度の進展もありましたし、事務局で各項目を、協議、調整されていると思いますので、一通り先に事務局から御説明いただいてよろしいですか。

○事務局　今、遠隔診療のお話が出ていましたが、まず、初診、急性期は対面診療を行うと書いてございますけれども、これは例示にすぎないということを指し示す通知が8月10日に厚生労働省から発出されておるところでございます。

したがって、例えば、遠隔診療についてというところで、BANポータブルヘルスクリニックというお話、その2つについては、既に通知が発出されておりまして、例示ということが出されておりますので、その辺をちょっと御確認いただければと思います。

御確認に関しましては、厚生労働本省でも構いませんし、人吉市ですから、多分、九州厚生局が福岡にあると思いますので、そちらに御確認いただければと思います。

予防医療の健康保険の適用についてのお話は、確かに予防医療については、多分、疾病を防止する観点においては非常に効果的であろうとは思いますが、いかなせん現在の健康保険制度が、保険者の方からお金をお預かりする、保険事故が出たときに給付をするというつくりになってはございます。

その際に、保険事故が、疾病とか、業務上ではないけがといったものに限定した上でのお約束でお金をお預かりしているというつくりになっておりますので、なかなかその予防医療についてまでお金を回すことはつくり上もちょっと難しいですし、昨今、40兆円を超えているとか、いろいろと新聞報道もございますけれども、そういった医療費が拡大して

いく中でそういったことをしていくことはなかなか難しいのではないかとはいいます。

そういった点が課題になってくるかと存じます。

あと、電波法についてでございます。

こちらは、無人飛行とか、センサーネットワークを実現するためにさまざまな緩和というお話がございます。現在、総務省の中において、ドローンとか、こういったものについて、どういった周波数帯で、どういった電波出力、どういったところであればどういう形で使えるのかといったことを含めて、今のところは審議会の中で議論していると聞いております。それが今年度中に回答が出ると聞いておりますので、総務省としては現在検討中ということをお聞いているところでございます。

調整状況といたしまして、厚生労働省及び総務省関係については、以上でございます。

○原委員 今、2ページと3ページのところで、要するに、①は明確になりました。③～⑥は検討中で、②はちょっとネガティブなお話だったわけですね。そこはまた後で議論したいと思いますが、続きをお願いします。

○田中参事官 森林法関係につきましては、新たな御提案をいただいておりますので、これにつきましては、今後、関係省庁に要請をして回答を求めてまいりたいと思います。

○原委員 4ページの3項目は、全部が新しかったのですしたか。⑧あたりはされていませんでしたか。現時点でそんなに御報告できるところまで来ていないということよろしいですか。

○事務局 機械等についての安全基準は、厚生労働省が所管しております。労働安全衛生法のほうで、機械についての一般的な基準といったもの、つまり、労働者の方々が安全に作業できるようにという観点からのものは、マニュアル等、ガイドラインみたいなものはございますけれども、これに特化してというものが、こう言うところとあれですけれども、まだそんなに汎用されていないと聞いておりますので、これでまた汎用されて、例えば、事故などが起きてもらっては困りますけれども、いろいろなところでニーズが出て実際に使っている例が出てくると、そういったガイドラインみたいなものが出てくる余地はあろうかという話を聞いておるところでございます。

○原委員 そんなにすぐに前向きに検討している状態ではなく、状況を見ながらということが⑧と⑨に関しての御回答ということですか。

○事務局 ⑧です。

○原委員 わかりました。

阿曾沼先生、お願いします。

○阿曾沼委員 遠隔診療の対面の問題については、今議論が進んでおり、結構幅広く運用出来るようになってきておりますので、その辺を精査しながら、対象とされている疾患群や診療状況の想定等が適応するかどうかということ具体的にまとめていただければと思います。当然、初診という問題も、原則はお医者さんの判断によって医師が責任を持ってくれば、初診においても全て禁止しているものではない解釈ということになっていきます

ので、そこはよく御相談されるといいのではないかと思います。

保険収載の問題は、長く言われていることではありますが、薬機法の中でもし保険収載されることになると、安全性と有効性の評価をどうしていくかということが当然議論されます。未来における予防については、どう評価軸を考えるかも課題となります。評価期間は5年かけるのですか、10年かけるのですか、有効性評価は単群でやるのですかなど、その試験デザイン設計そのものが非常に重要なポイントになってくるのではないかと思います。

ただ、糖尿病などであれば、どういう生活をした人がどういう合併症が出ていくのかということについて、増悪を予防する方策は種々研究されていますが、相当地道な努力は必要だと思いますし、現実的には難しいとも思います。

しかし、特区の中で何らかの形で予防医療のエビデンスを生成するための実験をされるのであれば、それこそ鹿児島大学、九州大学などともご相談頂き、具体的な試験デザインが示されると良いと思います。そうでないと、なかなか難しいかなという感想を持ちました。

あとちょっと気になったのですが、もうかる林業と表現されましたが、もうかるために何が必要なのかという課題が整理されていて、その課題克服のた為に、想定した新しい技術を使うことが必要で、それによってどうコストダウンをして、その結果どの売上げの増加に資するものかという全体像、フレームワークがわからないと、ロボットを使うことが目的化しているのではないかと見えてしまいます。

もうかると掲げた以上、ビジネスデザインをしっかりと示していかなければならないと思います。当然、事業計画書や収支計画等はどうなっていますか当然問われますので。その辺の課題が整理されていくと、よりアピール力が出てくるのではないかと思います。

○松田副市長 儲かるといいますのは、ロボットとかを使って、まず、生育状況がわかります。結局、この準天頂衛星のベースになる、そういうシステムをつくっていきますので、不在地主といいますが、どこの土地のものかというのも大体そこでわかって、どれくらいの材積があるかというところまである程度把握できます。そうしますと、その方が都会に住んでおられても、現在、取り組んでおります、人吉市の森林組合がここで切ると幾らくらいになりますということをお知らせすることが、将来は広く実施できるようになります。

また、今は、伐採して、市場に出して、買い付けですけれども、どれくらいの木の大きさがわかるようになりますと、ここで何立米を切っていますということを情報としてどこかが管理すると、それを今度は川下といいますが、買う人が、うちのほうでそれを買いますとか、そういうことがスピーディーになるサプライチェーンマネジメントができるのではないかと考えております。

○寺岡教授 関連でちょっと補足させていただきますと、まず、どこかの事業体や企業体がやるビジネスという話ではなくて、ある地域、今回は人吉市さんのエリアにおけます林

業を営むところが体質改善をしていくことを目指しているところになります。

1つは、見える化を図るということでも非常に重要ですし、この中で説明しておりますように、所有者がわからなくなっていることがネックになっておりますので、そういう点を突破すると、これからもっと有り余る資源を有効に使っていけるだろう。

現在、木材の自給率は3割でございますので、マーケットとしてはございます。また、この国にある森林資源は、利子分である成長量を全て切ったとしてもまだ無くなることはないわけでございます。そういったものを使って、この地域における産業、雇用を増やしていきたいということで検討しています。

○原委員 わかりました。

よろしいですか。

○阿曾沼委員 はい。

○原委員 あと、もう一点、この林業のところで、登記簿の閲覧手続ですが、現状でどの程度この申請手続が障害になっていて、事前登録制という御提案ですが、これは具体的にどんなイメージか、もう少し補足をいただきましたらと思います。

○椎葉主任 私のほうから御説明させていただきますけれども、人吉市の場合は、今、森林組合と市に国のモデル事業をいただきまして、森林簿を森林組合と共有できる仕組み作りに取り組んでいますので、森林組合さんについては、ある程度、所有者の特定が出来やすくはなっております。

ただ、他の事業者さんは、その情報を見ることができませんので、実際に法務局ですとか市役所の税務の窓口のところに登記簿の閲覧申請を出されております。その手数料が1件当たり大体500円くらいするのですけれども、どれくらいのエリアを見るかというとり方はその申請の度ですけれども、所有者特定のために森林組合以外の事業者さんは窓口に来られている。

その詳細な件数につきましては我々もまだ調べ切れておりませんが、今、進めております事業の中で関係する林業事業者さんあたりにヒアリングをさせていただいて、どれくらい障害になっているかというところは聞き込みを行っているところでございます。

○原委員 これは簡略化というか、むしろコストの問題でしょうか。

○椎葉主任 コストとその手続の煩雑さといいますか、今、寺岡先生からお話がありましたように、今後、林業を活用した施業が増えていきますと、その分、対象となってくる土地が増えてまいりますので、件数及びその手続の手数料の低減という両方から、実際の事業者さんはそういうところが少し障害になってくるかなという状況になっています。

○原委員 よろしいですか。

では、残っている課題は引き続き調整をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。